

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり公告・縦覧する。

令和 7 年 3 月 10 日

日南市長 高 橋 透



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区
 - (1) 酒谷①（1 区から 1 0 区）
 - (2) 飫肥③（山ヶ迫、糺、飛ヶ峯、下板敷、上板敷）
 - (3) 吾田①（上隈谷、中隈谷、下隈谷）
 - (4) 東郷①（殿所）
 - (5) 東郷②（松永、甲東、乙東、益安）
 - (6) 東郷③（平山、風田）
 - (7) 鵜戸（富土、小目井、宮浦、吹毛井、小吹毛井、大浦）
 - (8) 細田①（西寺）
 - (9) 細田②（仏坂、東下中、川下）
 - (10) 細田③（上毛吉田、下毛吉田、上方）
 - (11) 細田④（下方、塩鶴、大堂津）
 - (12) 細田⑤（宿之河内、南平、寺村、仮屋、茶円、通水）
 - (13) 細田⑥（上塚田、下塚田）
 - (14) 北郷①（内之田）
 - (15) 北郷②（倉迫）
 - (16) 北郷③（下大藤、上大藤）
 - (17) 北郷④（立野、新町、蓑崎、伊十川、中央、太夫）
 - (18) 北郷⑤（常明寺、一ノ瀬、宮鶴、年見、猪八重）
 - (19) 北郷⑥（坂元、昼野、平佐、黒山、小松）

- (20) 北郷⑦（宿野、谷合、曾和田、黒荷田、田代、山仮屋）
- (21) 南郷①（谷之口）
- (22) 南郷②（津屋野）
- (23) 南郷③（上中村）
- (24) 南郷④（目井津、中央町、栄松）
- (25) 南郷⑤（潟上下、潟上中、潟上上、脇本）
- (26) 南郷⑥（賛波、夫婦浦）
- (27) 南郷⑦（札之尾、上講、中講、下講）

2 縦覧場所

日南市農政課農業振興係

3 縦覧期間

令和7年3月10日～令和7年3月24日

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の案についての意見書を記載の上、日南市農政課農業振興係に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。

以上